

伊達市訓令第12号

本 庁 機 関
出 先 機 関

伊達市立図書館システムの設置及び保守業務の受託者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領を次のとおり定める。

令和8年4月27日

伊達市長 須田 博行

伊達市立図書館システムの設置及び保守業務の受託者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領

(以下別紙)

伊達市立図書館システムの設置及び保守業務の受託者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊達市立図書館システムの設置及び保守業務の受託者をプロポーザル方式で選定する際の事務取扱について、伊達市プロポーザル方式の実施手続に関する要綱（平成18年伊達市告示第325号。以下「実施要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

第2条 伊達市立図書館システムの設置及び保守業務の受託者の選定は、実施要綱第2条第2号の規定による公募型プロポーザル方式で行うものとする。

(審査委員会)

第3条 実施要綱第4条第3項の規定による審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 未来政策部長
- (4) 財務部長
- (5) 教育部長

2 審査委員会の委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員の任期は、市長から委嘱があった日から伊達市立図書館システムの設置及び保守業務の受託候補者と契約を締結した日までとする。

(提案書の提出の依頼)

第4条 実施要綱第5条第1項の規定による提案書の提出の依頼は、同項第2号に掲げる公募型で行うものとする。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。